



吹田市
文化財ニュース

No. 14

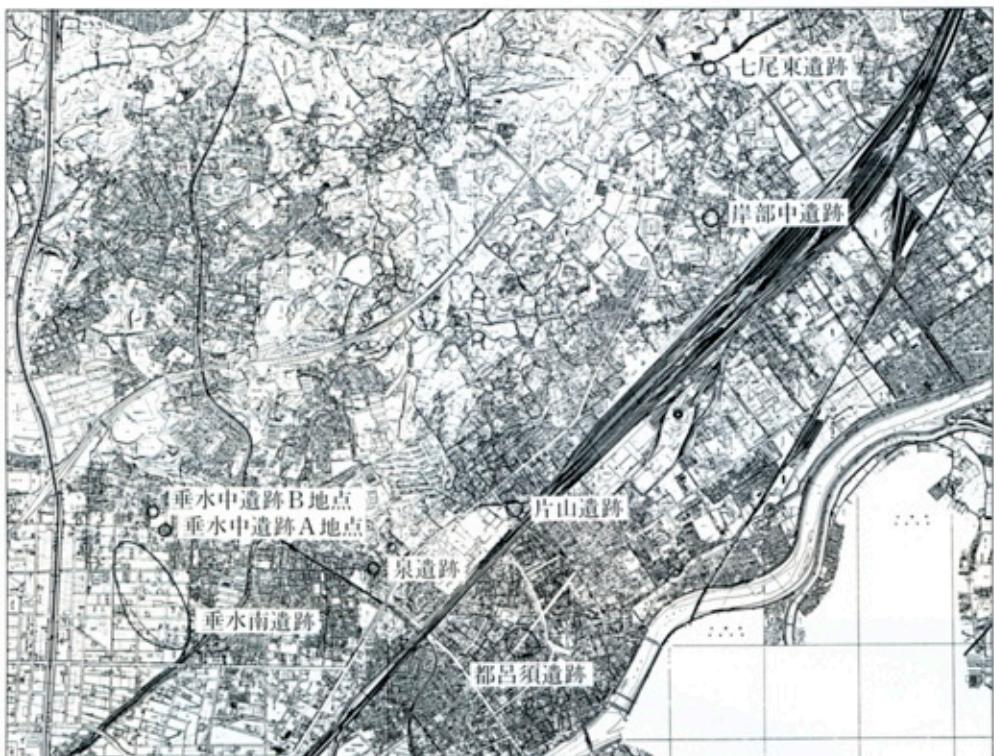
平成5年3月31日

〒564 吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市立博物館

TEL (06)338-5500

吹田市で新しく発見された遺跡



平成4年度の埋蔵文化財発掘調査事業では、これまでに都呂須遺跡・吉志部遺跡・歳人遺跡など数か所の遺跡に対しておこなってきましたが、ここ数年は開発行為に伴う発掘調査がこれまでになく急増していて、それまで遺跡と考えられていなかった地域にも広がっていることが判ってきました。特に平成3・4年度の埋蔵文化財発掘調査事業においては、垂水中遺跡2か所（A地点・B地点）・岸部中遺跡・泉遺跡・七尾東遺跡・片山遺跡など6件の新規発見の遺跡が認められた他、垂水南遺跡・都呂須遺



▲現地説明会風景

跡及び垂水中遺跡の3か所において、遺跡の範囲がさらに拡がることがわかりました。今回は、本年度に調査を実施した3件について紹介します。

垂水中遺跡

垂水中遺跡は、垂水町1・3丁目で発見された弥生・古墳時代、中世期の遺跡です。この遺跡からは、弥生土器甕、古墳時代前期の布留式土器壺・甕、高杯や中世の土師器皿などの遺物が出土した他、中世期のものと考えられる竹製の杭が2本並んで検出されました。



▲七尾東遺跡発掘調査風景



▲今回の発掘調査でみつかった竪穴式住居跡

現在は3か所で遺跡の存在が確認されていますが、ちょうど北側の垂水遺跡と南側の垂水南遺跡との中間点にあり、両遺跡との関わりが注目されます。

片山遺跡

片山遺跡は、JR吹田駅北口地区市街地再開発事業（片山町1丁目内）に伴う事前確認調査として平成4年8月に試掘調査が行われ、調査区東側の、以前は木造住宅が建ち並んでいた地点で発見されました。調査地一帯は、JR京都線（旧国鉄東海道線）吹田駅に近接し、工場建設などの開発が早くから行われた地点に当たります。そのため地下が大きく搅乱を受けており、これまででは遺跡の存在が知られていませんでした。見つかった地点は、古くから木造の住宅が建ち並んでいたところで、その浅い基礎のために、堆積層が比較的良好な状況で保存され、遺物を検出することができたものとみられます。

この調査では、遺構はみつかりんませんでしたが、奈良時代の須恵器杯や平安時代の黒色土器A類などを始め、中世期のものと考えられる瓦器椀、土師器皿、東播系須恵器鉢・甕、陶器甕、青磁、軒

丸瓦など数種類にわたる土器などの出土に加え、近世の染付・瓦なども出土し、古墳時代～中・近世の遺物が多量に埋蔵されていることがわかれました。このことから、当調査地の近辺にも古代から近世期に至る集落遺跡が存在した可能性が考えられます。

ななおひがし いせき
七尾東遺跡

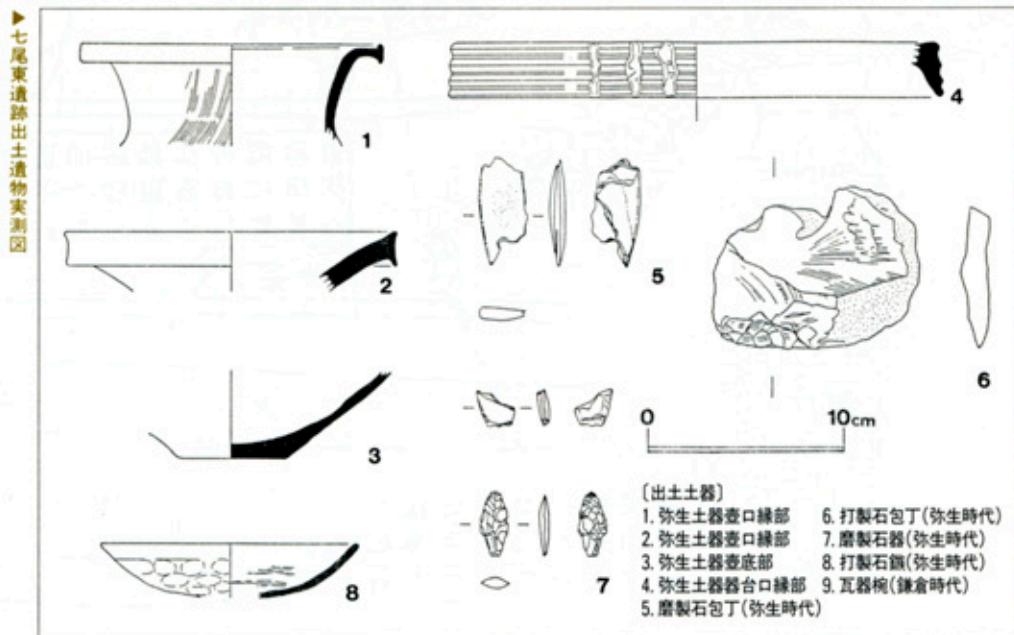
七尾東遺跡の発掘調査は、岸部北5丁目において平成4年5月～6月にかけて行われました。店舗ビル建築工事に伴う事前調査として実施したもので、平成元年度から2年度にかけて環境整備工事が行われた史跡七尾瓦窯跡の東方約100mのところで発見されました。この調査では、弥生時代の遺構面を検出し、掘立柱建物のものと考えられる柱穴・竪穴式住居・住居に直交するように延びる南北方向の溝などが発見されました。

このうち、竪穴式住居については、▲発見された住居跡の中心部からみつかった「炉」直径8.4m（復元値）を測る大きさのものでした。住居内からは、屋根を支える柱を据え付けたと考えられる柱穴がたくさん検出された他、建物の中心には「炉」が検出されました。また、建物の床の外縁に巡らされた排水用の溝が同心円状に5条みつまっており、5回以上の建替があったことが想定されます。また、住居外からも数多くのピットや土坑がみつかりました。これらについては、調査区の形状からその構造はよくわかっていないが、掘立柱建物などの建物跡の可能性も考えられます。そして出土遺物については、遺構面上層の遺物包含層や溝など

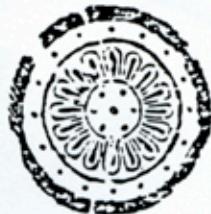


▲発見された住居跡の中心部からみつかった「炉」

の他、住居内からも出土しました。そのほとんどが、弥生時代のもので、特に住居内や溝からは壺・甕・高杯などの弥生土器、石包丁、石鎌（石のやじり）などが出土しました。この他には、包含層から古墳時代の布留式土器、中世期の須恵器鉢・土師器皿・白磁・瓦器椀などの出土もあり、付近に古墳時代や中世の集落が存在した可能性が考えられます。なお、この遺跡は千里丘陵東側の緩やかな台地上にあり、ちょうど平野に接する地点に位置しています。また北側には正雀川の流路があることから、川と集落とのつながりも想像されます。



博物館周辺



吉志部瓦窯で焼かれた瓦



キシベ

史跡吉志部瓦窯跡(8世紀末)

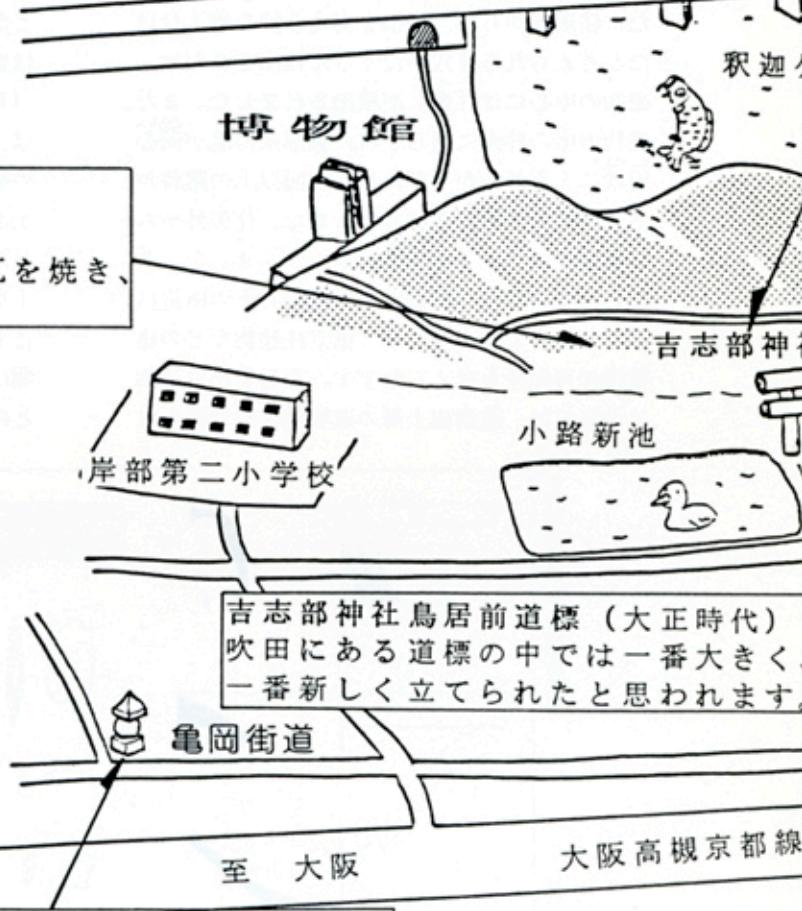
平安宮を造るときに宮殿の瓦を焼き、淀川を遡って運ばれました。



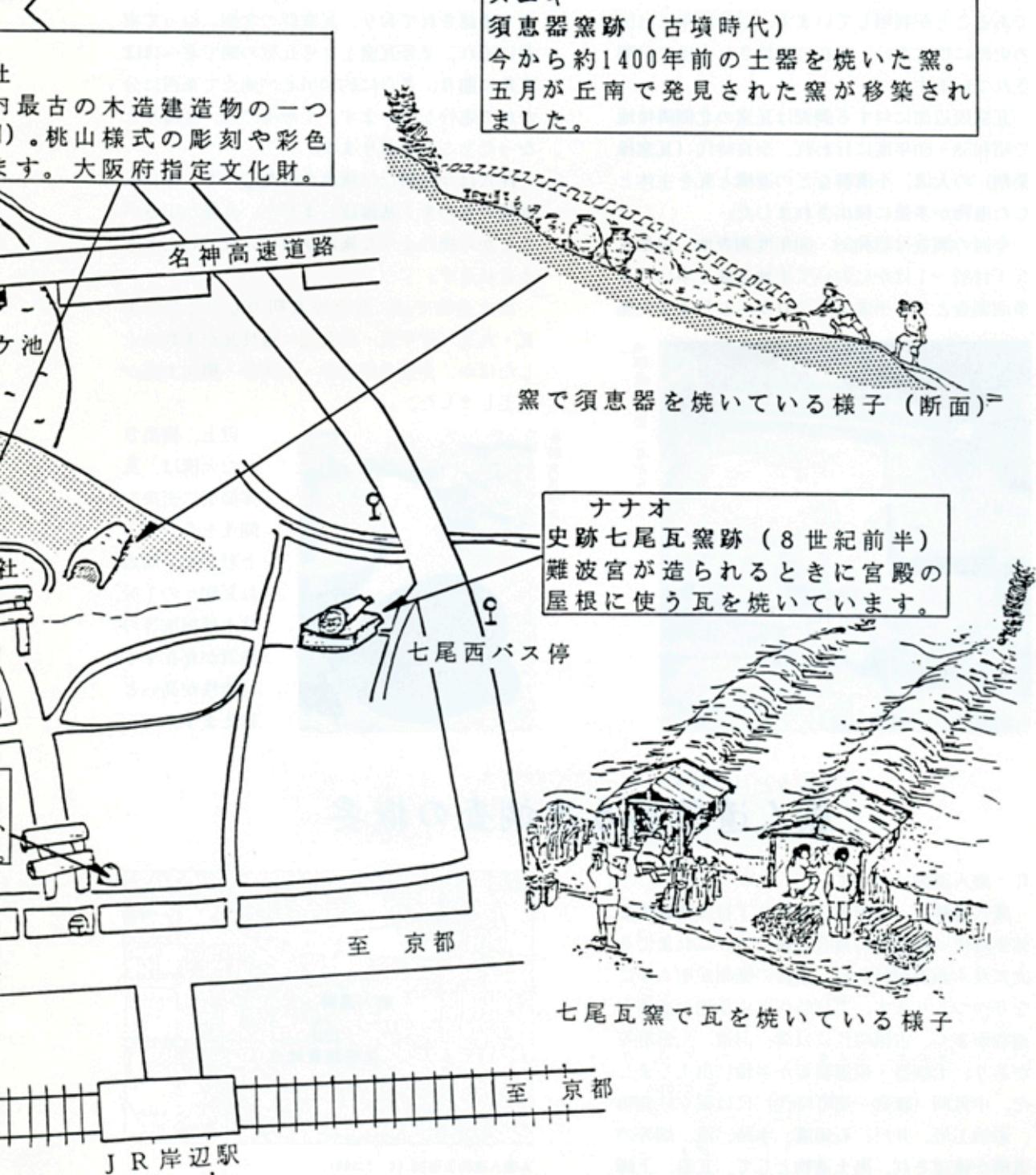
ショウジ

小路道標 (江戸時代)

亀岡街道から佐井寺観音参詣道が分岐する所にたてられています。



の歴史散歩



なな お が よう せき 史跡七尾瓦窯跡隣接地の発掘調査

七尾瓦窯跡は吹田市岸部北5丁目10番ほかにあり、昭和54年に行われた発掘調査で7基の瓦窯が確認され、聖武朝難波宮に瓦を供給した窯であることが判明しています。昭和55年には国の史跡に指定され、現在は整備され市民に公開されています。

瓦窯周辺部に対する調査は瓦窯の北側隣接地で昭和58～60年度に行われ、奈良時代（瓦窯操業期）の大溝、小溝群などの遺構と瓦を主体とした遺物が多量に検出されました。

今回の調査は昭和59・60年度調査地、岸部北5丁目32-1ほかにおいて土地造成工事に伴う事前調査として平成4年7月から9月まで実施



されたものです。

検出遺構として、奈良時代（瓦窯操業期）の大溝、柱穴、小溝があります。大溝は前回の調査で確認されており、瓦窯群の北側に沿って東西に流れ、2号瓦窯と3号瓦窯の間で北へほぼ直角に曲り、さらに約20m北の地点で東西に分かれて走行しています。上層部には、瓦溜りとなつたところもあります。

柱穴は今回新たに検出されたもので、径15cm前後のものを7基確認しました。直徑が小さいことから柵のような施設が設けられていたと考えられます。

出土遺物では、瓦窯操業期のものとして平瓦・丸瓦・軒平瓦・軒丸瓦・道具瓦が多数出土したほか、少量の須恵器・土師器・縄文土器が出土しました。



以上、検出された大溝は、瓦窯操業に密接な関連をもつものと思われ、周辺に瓦作りの工房、粘土採掘坑等の施設が存在する可能性が高いと言えます。

くろ うど い せき 藏人遺跡第6次調査の概要

1. 藏人遺跡について

藏人遺跡は、吹田市江坂町2丁目に所在する弥生時代～中世期の複合遺跡です。これまで5次に及ぶ調査が行われ、遺跡の様相が明らかになりました。古墳時代と中世期の遺構となりつつあります。古墳時代には溝、河道、土器群等があり、土師器・須恵器等が多量に出土しました。中世期（鎌倉～室町時代）には掘立柱建物、鍛冶工房、井戸、石組溝、水路、池、畑等の遺構が確認され、出土遺物として、瓦器、土師



▲藏人遺跡位置図 (1:7,500)



▲上層遺構全景（東から）



▶井戸1井戸枠（室町時代）

器などの日常用具のほかに、瓦、青磁、白磁など当時上流階級の人々しか使用することができなかつたようなものもあります。ここは、東寺領垂水庄（平安時代初め成立）の集落である藏人村と考えられており、今後の発掘調査による成果が大いに期待されています。

2. 調査の成果

今回の調査は江坂町2丁目7-4において、察建築工事に伴う事前調査として平成4年3月から5月まで調査が実施されました。

a. 遺構

中世期の遺構が2時期にわたって検出され、合計で井戸が5基、掘立柱建物跡6棟、溝2条等が認められました。

検出された井戸の構造をみると、最も遺存状態の良い井戸1では、南北径2.5m、東西2.1m、深さ約1.6mの楕円形の穴をまず掘っています。その中に、井戸枠として底板を抜いた桶を伏せた状態で3段に積み上げ、最上部は瓦・石を積んで枠としていたようです。井戸枠の直径は約0.5mを測ります。

井戸の中からは、井戸上部を壊して埋めたと思われる瓦・石が多量に検出されたほか、鬼瓦・下駄・箸・漆器椀・青磁・土師器など多くの遺物が出土しました。これらの多くは、井戸が埋められる際に廃棄されたものと思われます。出土遺物から室町時代の井戸と考えられます。

掘立柱建物跡は、下層では調査区の西側に集

じて検出され、上層では東側に集中しています。いずれも小規模のもので、南北方向に長軸を向けています。

b. 出土遺物

中世期の日常の生活用具である土師器・須恵器のほか多様な遺物が認められました。中でも磁器（青磁、白磁、青白磁）は合計38点も出土し、その多くは中国の同安窯・龍泉窯などで生産され、輸入されたものと考えられる高級品で

▶漆器椀



▶下駄



▶毬打の球



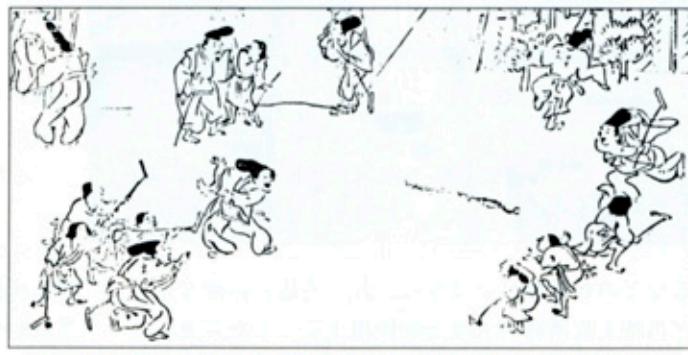
す。砥石と鉄製品の出土も注目されるところで、本調査区の東隣の調査（藏人遺跡第2次調査区）で検出された鍛冶工房に関連したものと思われます。また井戸4から出土した球状木製品は、古代末～中世期に流行した毬打遊び（今日のホッケーに近い遊び）に使われた毬と思われます。他に主な遺物として、瓦器、陶器、瓦

（平瓦・丸瓦・鬼瓦・ヘラ描き文字のある丸瓦）、須恵質かまど、墨書き土器（土師器皿の内外面に墨書きあり）、石鍋、宋銭（淳化元寶）、鐵器（短刀・刀子・鐵製鋤先など）、漆器椀、箸、下駄、板草履などがあります。

3.まとめ

この調査区では、中世期の2時期にわたって掘立柱建物と井戸という組合

せで遺構が検出され、東隣の第2次調査で検出された遺構群と関連を持つものと思われます。日常用具のほかに多量の磁器が出土したことを考えると、当地周辺には有力者が存在していた可能性があります。また、毬・下駄・箸・漆器等は中世の人々の暮らしを探る上で興味深い重要な資料といえます。



▲毬打遊び(部分)住吉家模本「年中行事絵巻」中央公論社「日本の絵巻8」1987年

埋蔵文化財包蔵地の開発にあたって(お知らせ)

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等の開発行為を行う場合は文化財保護法に基づく手続きが必要となりますので、事前に市教育委員会と十分に協議を行って下さい。

文化財は、我国の歴史や文化を正しく理解するためには欠くことのできないものであり、昭和25年に制定された文化財保護法によって埋蔵文化財をはじめとする貴重な文化遺産の保護が定められています。

〈埋蔵文化財包蔵地での開発行為を行う場合〉

周知の遺跡内で開発を行う場合は、同法57条の2によって、着手の60日前までに届出が必要です。遺跡周辺地域での開発の場合も教育委員会と十分協議して下さい。

〈届出後の措置〉

教育委員会と協議を行い、遺跡を保護するための適切な方法がとられます。遺跡における開発行為について教育委員会は文化庁の指示に基づいて事前の試掘調査あるいは発掘調査を実施

し、その結果によって遺跡の状況を判断しています。

特に重要な遺構については保存のための措置が必要となる場合もありますので、協議の上、できる限りのご協力をお願いします。

〈新たに遺跡を発見した場合〉

今までに知られていなかった遺跡を発見した場合は、現状を変えることなく、遅滞なく文化庁長官に届出することが必要ですから、速やかに教育委員会に連絡下さい。土木工事中に発見した場合も同じく、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく教育委員会に届けて下さい。

〈文化財に関する連絡先〉

開発工事等による埋蔵文化財包蔵地に関する問い合わせは次のところまでご連絡下さい。

吹田市立博物館文化財保護係

吹田市岸部北4丁目10番1号

T E L : (06)338-5500

F A X : (06)338-9886